

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	防衛装備移転三原則及び運用指針の改正 — 次期戦闘機に係る改正までの経緯・改正内容・現行制度の概観 —
著者 / 所属	藤川 隆明 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	466 号
刊行日	2024-4-26
頁	57-76
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

防衛装備移転三原則及び運用指針の改正

— 次期戦闘機に係る改正までの経緯・改正内容・現行制度の概観 —

藤川 隆明

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 防衛装備移転三原則と外為法
3. 防衛装備の移転管理制度の変遷
4. 2023年改正及び2024年改正
5. 2024年改正を経た防衛装備移転三原則及び運用指針の概観
6. 結論が出ていない5類型における類型の見直しの在り方
7. おわりに

1. はじめに

2022年12月に策定された、国家安全保障戦略及び国家防衛戦略には、「安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する」ことが記載されている。これらの制度の見直しについては、2023年4月から、自由民主党と公明党による「与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム」（以下「与党ワーキングチーム」という。）において議論が行われ、同年12月13日、両党から政府へ提言がなされた。同月22日には、「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」（以下「運用指針」という。）の改正（以下「2023年改正」という。）が行われたが、いくつかの論点については結論が先送りされた。当該論点の中でも、国際共同開発による完成品の第三国への直接移転については、英国及びイタリアと共同開発を目指している次期戦闘機において、第三国へ直接移転する仕組みがない場合は、日本の要求性能を実現できないと、政府が懸念を示し、日英伊の3か国協議が本格化する前である2024年2月中に結論を出すよう与党に求めた。最終的に、自由民主党及び公明党の政務調査会長間で協議が行われることとなり、2月中の合意には至らなかったものの、同年3月15日、両党の政務調査会長は、政府が提案する「歯止め」を設けた上で、次期戦闘機の第三国への直接移転を容認することで合意した。これを

受け、同月26日には、運用指針が改正されることとなる（以下「2024年改正」という。）。

本稿では、防衛装備移転三原則及び運用指針と外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の関係を確認した後、防衛装備の移転管理制度の変遷を簡単に振り返る。その後、2023年改正及び2024年改正並びに改正を経た後の制度概要を確認し、最後に、2024年改正を経ても結論が出なかった論点に係る政府見解を概観する。なお、文中の名称、肩書等は、いずれも当時のものである。

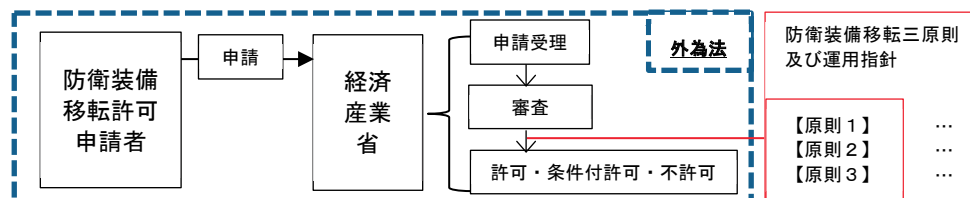
2. 防衛装備移転三原則と外為法

（1）外為法上の「武器」

防衛装備移転三原則及び運用指針の制度を概観する前に、外為法との関係を確認する。まず、防衛装備移転三原則及び運用指針は、外為法の運用基準及びその指針を定めたものである¹。そもそも、防衛装備移転三原則の対象は、「防衛装備」という武器及び武器技術であるが、その移転の管理は、(経済産業省の所管である)外為法の制度の中で運用される。

経済産業省は、日本から輸出される貨物²や提供される技術の軍事転用を未然に防ぎ、また国際社会の平和及び安全の維持を期する観点から、先進国を中心とした国際的な枠組みである「国際輸出管理レジーム³」における合意等を踏まえ、外為法に基づき、規制対象品目を定め、輸出管理を行っている⁴。これに基づき、輸出をしようとする者は、貨物の輸出や海外への技術の移転が規制対象となるか否かを考慮の上、規制対象に該当する場合には事前に経済産業大臣の許可を受ける必要がある。

図表 1 防衛装備移転三原則及び運用指針と外為法の関係



(出所) 筆者作成

防衛装備を移転しようとする者が、当該防衛装備が規制対象かを確認することについて、

¹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号（2024.3.26）坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

² 外為法においては、輸出許可を受けるべき客体として、「貨物」という用語が使用される。これは、扱う対象が、防衛装備に限らない外為法が、第6条において、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産を「貨物」とすると定義付けていることによるものである。よって、防衛装備の移転を考える際にも、当該装備が動産であれば、外為法上の「貨物」に当たる。

³ 「国際輸出管理レジーム」とは、大量破壊兵器等の拡散、あるいは通常兵器の地域における過剰な蓄積を防止するというを目的とした国際的な輸出管理の枠組みであり、現在、①原子力資機材や技術の輸出管理を扱う原子力供給国グループ（NSG）、②生物・化学兵器関連の対応をしているオーストラリア・グループ（AG）、③それらの運搬手段であるミサイル等を管理するミサイル技術管理レジーム（MTCR）、④通常兵器関連のワッセナー・アレンジメント（WA）の4つが活動をしている。

⁴ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号12頁（2023.6.1）猪狩克朗経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長答弁

外為法第48条第1項は、国際的な平和及び安全の維持の観点から、貨物を輸出しようとする者に、経済産業大臣の許可を義務付けており、対象となる品目（や仕向地）は、政令の輸出貿易管理令において、別表第1の1の項に規定されている。なお、同項の項目が、規制対象となる「外為法上の武器」である。

図表2 輸出貿易管理令 別表第1の1の項（＝規制対象となる「外為法上の武器」）

<ol style="list-style-type: none"> 1. 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 2. 爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 3. 火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料 4. 火薬又は爆薬の安定剤 5. 指向性エネルギー兵器又はその部分品 6. 運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品 7. 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品 8. 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品 9. 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品 10. 防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん 11. 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品 12. 軍用探照灯又はその制御装置 13. 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品 13の2. 軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物 14. 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株 15. 軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品 16. 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品 17. 軍用人工衛星又はその部分品
--

（注）規制対象となる地域は「全地域」

また、外為法第25条第1項は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供を目的とする取引を行おうとする場合の許可制を定めている。当該規定においても、政令である外国為替令が、別表第1項において、規制対象となる武器技術を規定している。

図表3 外国為替令 別表第1項

輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（筆者注：図表2に掲げられているもの）の設計、製造又は使用に係る技術
--

（注）規制対象となる地域は「全地域」

（2）防衛装備移転三原則上の「武器」

上記のとおり、外為法は、規制対象となる武器を定義付けているが、外為法上の「武器」と防衛装備移転三原則上の「武器」は定義が異なる。そこで、防衛装備移転三原則上の「武器」の範囲について概観する。なお、後述の2023年改正及び2024年改正を経ても、防衛装

備移転三原則の「武器」の範囲は変わっていない⁵。

防衛装備移転三原則上の「武器」の概念は、外為法の「武器」の概念より狭い。外為法上の「武器」は、上記のとおり「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項」を指し、防衛装備移転三原則上の「武器」は「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」を指す。

なお、「軍隊が使用する」という要件は、運用上、軍隊が使うか使わないかという意味では必ずしもなく、貨物の形状、属性などから客観的に判断し、専ら軍隊において用いられるよう仕様が設計されているものを意味するとされる⁶。

また、政府によれば、「防衛装備」に当たるか否かは、当該貨物（技術）の形状、属性等から客観的に武器専用品（専用の武器技術）と判断できるものとし、いわゆる汎用品は、防衛装備移転三原則における「防衛装備」には該当しない⁷。さらに、一般に民生利用及び販売実績がある貨物については、防衛装備移転三原則上の「防衛装備」に該当する可能性はないと言え、また、当該貨物と同等（形状、属性等から客観的に判断して同等といえるもの）な、一般に民生利用及び販売実績がある貨物が存在することが確認できる場合は、当該貨物は防衛装備移転三原則上の「防衛装備」には該当しないとされている⁸。

（3）自衛隊法上の「武器」

「武器」の点では、2023年改正において、運用指針の条文に「自衛隊法上の武器」の定義が、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう（なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）」と明記された。前半部分は、三木内閣が表明した「武器輸出三原則についての政府統一見解」（1976年2月27日衆議院予算委員会三木内閣総理大臣表明）に示された内容であるが、条文では、「自衛隊法上の武器」に「部品」が含まれないことを明示し、両者の関係が整理されている。

（4）3つの「武器」概念

以上から、外為法、防衛装備移転三原則及び自衛隊法の「武器」を概観してきたが、それぞれにおいて「武器」が示す範囲が異なることが分かる。

外為法と防衛装備移転三原則（前身の武器輸出三原則含む）の関係は、政府が外為法で

⁵ さらに言えば、防衛装備移転三原則上の「武器」の定義は、武器輸出三原則と同じ範囲である（第189回国会衆議院経済産業委員会議録第16号19頁（2015.5.22）坂口利彦経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長答弁）。よって、過去の国会答弁において、武器輸出三原則上の「武器」の定義に係る答弁は、現在の防衛装備移転三原則上の「武器」の定義を考える上でも、有用である。

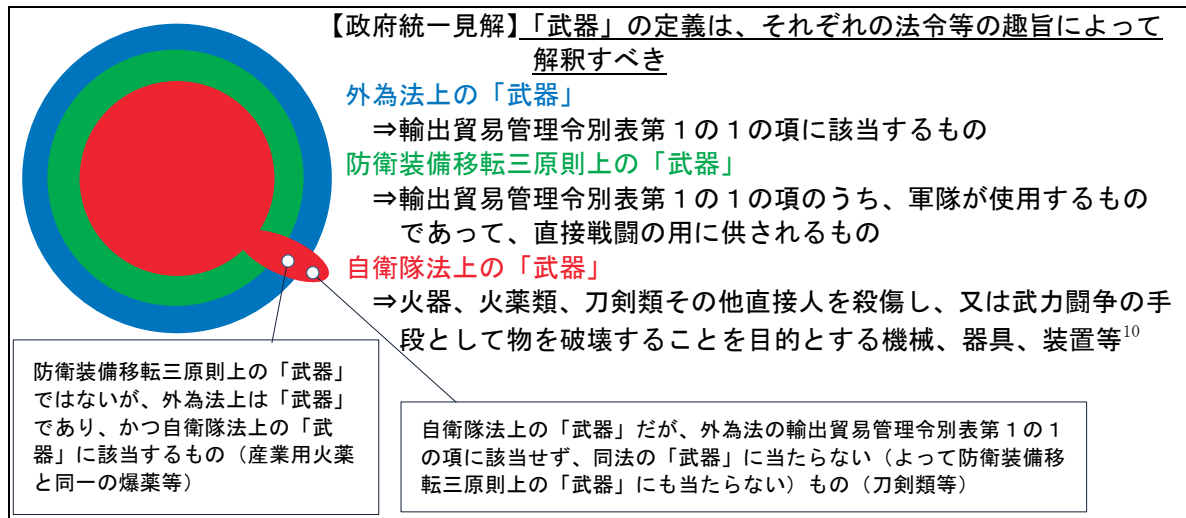
⁶ 第185回国会参議院外交防衛委員会議録第2号18頁（2013.11.5）中山亨経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長答弁

⁷ 経済産業省ウェブサイト〈<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda01.html>〉の「A2-1：回答」参照（2024.4.9最終アクセス、以下URLの最終アクセスの日付はいずれも同日）。

⁸ 前掲7 「A2-4：回答」参照。

該当する貨物は何であるのか等を踏まえた上で制度を整理した⁹こともあり、比較的理解がしやすい。一方で、自衛隊法上の「武器」を含めて検討をすると、その関係は図表4のように複雑になる。なお、上記の政府統一見解（三木内閣総理大臣表明）によれば、「武器」という用語は、種々の法令又は行政運用の上において用いられており、その定義は、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものとされている。

図表4 3つの「武器」概念



（出所）筆者作成

3. 防衛装備の移転管理制度の変遷

次に、日本における防衛装備の移転管理制度の変遷を概観する。

（1）武器輸出三原則から防衛装備移転三原則へ

「防衛装備移転三原則」は、2014年に安倍内閣により閣議決定されたところ、2014年までの経緯の概略は以下のとおりとなる。

1967年に佐藤栄作内閣総理大臣が「武器輸出三原則」を示した¹¹。これは、①共産圏諸国向けの場合、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合には輸出を認めないとするものである。その後、1976年に三木武夫内閣総理大臣が、上記①～③以外の国にも輸出は「慎む」との「武器輸出に関する政府統一見解」を示し¹²、実質的な全面禁輸となった。（なお、日本の武器輸出政策として言及される際には、通常、「武器輸出三原則」と「武器輸出に関する政府統一見解」を総称して「武器輸出三原則等」と呼称されることが多い。）

しかし、実質的な禁輸になったとはいえ、1980年代に新冷戦と呼ばれる状況が生まれる

⁹ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号3頁（2023.4.11）加野幸司内閣官房内閣審議官答弁

¹⁰ 本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。

¹¹ 第55回国会衆議院決算委員会会議録第5号10頁（1967.4.21）

¹² 第77回国会衆議院予算委員会会議録第18号17頁（1976.2.27）

など国際安全保障環境が変化する中、政府は、1983年の対米武器技術供与取極を最初として、累次にわたり官房長官談話（又は関係省庁了解）を発表するなど、個別に禁輸の例外化措置を講じた。

そこで、野田内閣において、防衛装備品などの海外への移転について、①平和貢献・国際協力に伴う案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、従来個別に行ってきた武器輸出三原則等の例外化措置（当時は合計18件）における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講じるものとして、2011年12月に、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」が内閣官房長官談話（19件目の例外化措置）として発出された。その後、安倍内閣においても、2013年に、F-35の製造等に係る国内企業の参画についての内閣官房長官談話（20件目）、国際連合南スーダン共和国ミッションに係る物資協力についての内閣官房長官談話（21件目）の例外化措置が講じられた。

図表5 武器輸出三原則等の制度下における例外化措置21件

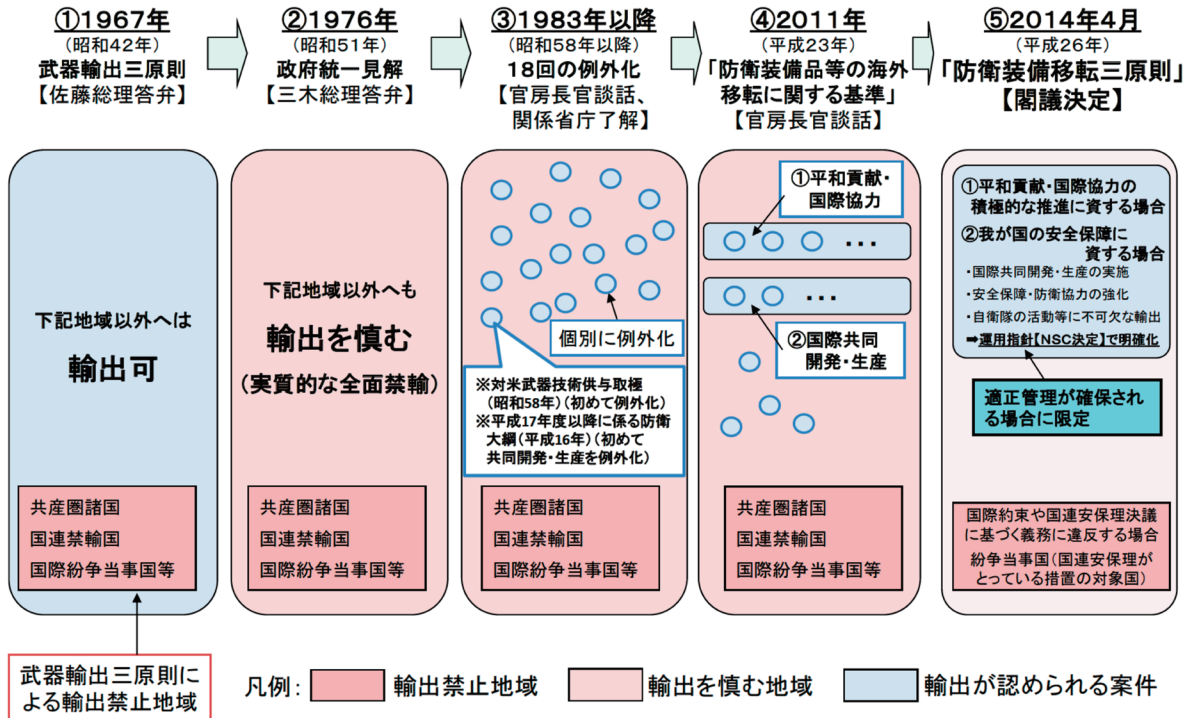
1. 対米武器技術供与（1983.1 内閣官房長官談話）
2. 国際平和協力業務等の実施に伴い必要な装備品の輸出（1991.9 関係省庁了解）
3. 国際緊急援助活動の実施に必要な装備品の輸出（1991.9 関係省庁了解）
4. 日米ACSA（日米物品役務相互提供協定）下で行われる武器部品等の米軍への提供（1996.4 内閣官房長官談話）
5. 対人地雷除去装置（1997.12 内閣官房長官談話）
6. 改正日米ACSA ※周辺事態への拡大（1998.4 内閣官房長官談話）
7. 在外邦人等の輸送の際に必要な装備品の輸出（1998.4 関係省庁了解）
8. 弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究（1998.12 内閣官房長官談話）
9. 中国遺棄化学兵器処理事業の実施に必要な貨物等（2000.4 内閣官房長官談話）
10. テロ特措法に基づく自衛隊の物品・役務の提供等（2001.10 内閣官房長官談話）
11. イラク特措法に基づく自衛隊の物品・役務の提供等（2003.6 内閣官房長官談話）
12. 改正日米ACSA ※武力攻撃事態等への拡大（2004.2.27 内閣官房長官談話）
13. 平成17年度以降に係る防衛大綱 ※日米共同の弾道ミサイル防衛の開発・生産（2004.12 内閣官房長官談話）
14. ミサイル防衛に関する日米共同開発における米国への武器供与（2005.12 内閣官房長官談話）
15. ODAによるインドネシア向け巡視船の輸出（2006.6 内閣官房長官談話）
16. 補給支援特措法に基づく自衛隊員の武器携行等（2007.10 内閣官房長官談話）
17. 海賊対処法等に基づく武器等の輸出（2009.3 内閣官房長官談話）
18. 日豪ACSA（日豪物品役務相互提供協定）下で行われる武器部品等の豪軍への提供（2010.5 内閣官房長官談話）
19. 防衛装備品等の海外移転に関する基準（包括的例外化措置）（2011.12 内閣官房長官談話）
20. F-35の製造等に係る国内企業の参画（2013.3 内閣官房長官談話）
21. 国際連合南スーダン共和国ミッションに係る物資協力（2013.12 内閣官房長官談話）

（出所）政府資料に基づき筆者作成

そうした中、安倍内閣は、2013年12月に策定された国家安全保障戦略に基づき、防衛装備の海外移転に関して、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、「防衛装備移転三原則¹³」を策定した（2014年4月閣議決定）。

¹³ 単純に文言のみに注目すれば、「武器」が「防衛装備」となり、「輸出」が「移転」となったところだが、政府によれば、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対

図表6 防衛装備の移転管理の変遷（防衛装備移転三原則の策定まで）



（出所）内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省資料「防衛装備移転三原則等について」

なお、政府は、防衛装備移転三原則の策定に当たり以下の説明をしている。

図表7 武器輸出三原則等に代わる防衛装備移転三原則策定に係る政府の説明

・武器輸出三原則等は、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念に基づくものであり、日本が国際平和協力や軍縮・不拡散等の分野においてリーダーシップを発揮し、他国の信頼を得る上で一定の役割を果たしてきた一方、（武器輸出三原則等においては、）安全保障環境の変化に対応して、平和貢献、あるいは国際協力、国際共同開発等、その時々必要性に応じて既に21件に及ぶ例外措置が講じられてきており、日本を取り巻く安全保障環境等に鑑みれば、今後も例外措置は増加していくことが予想された。

・そのような状況に鑑み、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとして、与党とも相談しながら検討を進め、防衛装備移転三原則及び運用指針を策定した。

・新たな原則は、あくまでも国連憲章を遵守するとの平和国家の基本理念とこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持した上で、これまで積み重ねてきた例外化の実例を踏まえ、これを包括的に整理しつつ、防衛装備の海外移転に係る手続や歯止めを今まで以上に明確化したものである。

（出所）第186回国会参議院外交防衛委員会（2014.4.10）での武藤義哉内閣官房内閣審議官答弁

（2）防衛装備移転三原則及び運用指針の改正に係る経緯

ア ウクライナを巡る運用指針の改正

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略において、日本政府は、ウクライナ政府からの要請を踏まえ、運用指針を改正し、海外移転を認め得る案件として「国

象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」となっている（『令和4年版防衛白書』〈<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2022/html/n440501000.html>〉）。

際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」が追加された（その後、2023年改正で、侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器に該当しない装備品を移転可能にした関係で、当該規定はなくなっている。）。

イ 国家安全保障戦略等における見直しの記述に基づいた2回の改正

2022年12月、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画（以下「戦略三文書」という。）が策定された。このうち、国家安全保障戦略及び国家防衛戦略においては、防衛装備品の海外移転について、「望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段」とされ、防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて、三つの原則そのものは維持しつつ¹⁴検討することとされた。その後、2023年4月からは、与党ワーキングチームにおいて、防衛装備移転三原則及び運用指針の見直しについての議論が開始された。

防衛装備移転三原則や運用指針の見直しの背景について、木原防衛大臣は、これらが制定された2014年とは、国際情勢あるいは時代背景が異なっている点を挙げている¹⁵。また、岸田内閣総理大臣は、防衛装備品の海外への移転は、国家安全保障戦略に記載しているとおり、日本にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略を受けている国への支援などのための重要な政策的な手段となるものであり、こうした観点から、今後どのような形で防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しを行っていくかは、国際情勢の変化も見据えながら、与党における検討も踏まえ、適切に判断していく旨説明していた¹⁶。

2023年12月13日、両党から政府へ提言がなされ、政府は、同月22日に、戦略三文書や当該提言を踏まえ、防衛装備移転三原則（閣議決定）・運用指針（国家安全保障会議決定）を改正した（2023年改正）。一方で、次期戦闘機を念頭に置いた国際共同開発の完成品の第三国への直接移転に関する見直しや、いわゆる5類型（後述）における類型の見直しは見送られた。しかし、前者については、次期戦闘機の共同開発に係る日英伊の3か国協議が本格化する前に結論を出したいとして、岸田内閣総理大臣が与党に対して、2月中に結論を出すよう求めた¹⁷。

最終的に、自由民主党及び公明党の政務調査会長間で協議が行われることとなり、2月中の合意には至らなかったものの、2024年3月15日、両党の政務調査会長は、移転の対象・移転先（国）を限定し、移転決定プロセスに閣議決定を入れる形で「歯止め」を

¹⁴ 浜田防衛大臣は、国会において、国家安全保障戦略には、「三つの原則そのものは維持しつつ」と記載されているが、この「三つの原則そのもの」とは、2014年4月に閣議決定された防衛装備移転三原則という文書のうち、「移転を禁止する場合の明確化」、「移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開」、「目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保」における記載を意味しており、これを維持する考えを述べたものであるところ、防衛装備移転三原則という文書全体の中で、一字一句変えないという意味ではない旨説明していた（第211回国会衆議院安全保障委員会議録第8号9頁（2023.4.14））。

¹⁵ 第212回国会衆議院安全保障委員会議録第2号10頁（2023.11.9）

¹⁶ 第212回国会衆議院本会議録第3号9頁（2023.10.24）

¹⁷ 第213回国会衆議院予算委員会議録第3号（2024.2.5）

設け、次期戦闘機の第三国への直接移転を容認することで合意した。

以上を踏まえ、2024年3月26日、国家安全保障会議（九大臣会合）決定により、運用指針が改正された（2024年改正）。同時に、「歯止め」の一つとして、閣議決定「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について¹⁸」がなされた。

なお、防衛省は、英伊との交渉が本格化する4月より前に改正が決まったことで、予定どおりG C A P¹⁹を進めることができるとしている²⁰。

4. 2023年改正及び2024年改正

上記のとおり、2023年12月に防衛装備移転三原則及び運用指針が改正され、翌2024年3月に運用指針が改正された。以下、その概要を確認する。

（1）2023年改正での変更点

2023年改正においては、閣議決定文書「防衛装備移転三原則」中、三つの原則そのものについては維持されたが、複数の分野で、2022年12月に策定された戦略三文書の内容や、与党ワーキングチームの提言を踏まえた内容の見直しが行われた。例えば、閣議決定文書「防衛装備移転三原則」には、防衛装備の海外への移転が、日本にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略を受けている国への支援などのための重要な政策的な手段となる旨が明記された。戦略三文書の記載が反映されており、防衛装備移転を政策的に活用しようとする政府の大方針が読み取れる。

ア 閣議決定文書「防衛装備移転三原則」に追記された内容

閣議決定文書「防衛装備移転三原則」において、追記された主な内容は以下のとおりである。

図表8 閣議決定文書「防衛装備移転三原則」に追記された主な内容

<ul style="list-style-type: none">・ 防衛装備の適切な海外移転は、①日本にとって望ましい安全保障環境の創出や、②国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる旨記載・ 防衛装備の適切な海外移転は、ひいては地域における抑止力の向上に資する旨記載・ 日本が位置するインド太平洋地域は安全保障上の課題が多い地域であるとし、この地域において、日本が、自由で開かれたインド太平洋というビジョンの下、同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現し、地域の平和と安定を確保していくことは、日本の安全保障にとって死活的に重要である旨記載・ 防衛生産・技術基盤を、「いわば防衛力そのもの」と表現・ 「官民一体」の防衛装備の海外移転を進める旨記載・ 経済安全保障の観点から踏まえた、技術等に関する日本の「優位性」、「不可欠性」の確保に留意する旨記載・ 運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて改正する旨明記

（出所）筆者作成

イ その他の主な見直し内容概観

¹⁸ 内閣官房ウェブサイト<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r60326_bouei7.pdf>

¹⁹ Global Combat Air Programmeの略であり、日本、英国、イタリアによる次期戦闘機の共同開発事業のこと。

²⁰ 『W I N G』（2024. 4. 3）

上記アのほか、2023年改正における主な見直し内容は下記の図表9のとおりである。

図表9 2023年改正における主な見直し内容

分野	見直し内容	備考
国際共同開発・生産	共同開発国であるパートナー国が、第三国に完成品を移転した場合に、日本から当該第三国に（完成品ではなく、）部品や技術の提供が可能になった。	日英伊で共同開発を予定する次期戦闘機のような完成品を、パートナー国が第三国に移転した場合に、今後日本は、移転先での維持・整備を直接行える。
外国企業に特許料を支払って製造する「ライセンス生産」における生産品の提供	米国以外も含めたライセンス元国へ、部品・完成品の輸出が可能となった。 ライセンス元国から第三国への輸出も日本側の事前同意を条件に認められる。 政府は、自衛隊法上の武器（弾薬を含む。）に該当するライセンス生産品を、ライセンス元国から第三国へ更に提供する場合、日本の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国へ提供することはないとしている ²¹ 。	2023年改正前は、米国に対し、部品に限り移転が可能だった。 2023年改正と同じ日に、政府は、国家安全保障会議（以下「NSC」という。）での審議を踏まえ、日本がライセンス生産を行っている地对空誘導弾「ペトリオット・ミサイル」（自衛隊法上の武器の完成品）をライセンス元の米国へ移転することを決定 ²² （2023年12月22日）した。
修理等の役務の提供	米国以外の外国軍隊に対しても修理等の役務提供を可能とした。	2023年改正前は、民間事業者が行う修理等の役務提供は米軍向けに限定されていた。
武器の部品の輸出を全面解禁	武器の部品については、日本と安全保障面での協力関係がある国に対しては、総じて移転可能となった。	部品とは、完成品の一部として組み込まれているもので、そのみで装備品としての機能を発揮できるものを除くとする防衛装備移転三原則上の定義が明記された（運用指針6（1）ウ）。
5類型（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に該当する装備移転に必要な武器の整理	5類型に係る本来業務を実施する上で必要な自衛隊法上の武器の搭載は、5類型としての移転を認め得ることを明確化した。 5類型に係る本来業務を実施する運用環境によっては、自己防衛のための自衛隊法上の武器を搭載することも想定され得るところ、このようなケースも5類型に係る協力の範囲内として、移転を認め得ることとした。	日本の制度では、国際共同開発・生産による場合を除き、完成装備品の移転を認め得るのは、基本的に、救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力の、いわゆる5類型に該当する場合に限定されているところ、5類型に必要な武器について整理が行われた。 実際の移転に際しては、移転先国との間で装備品全体を含めた用途・目的を確認した上で、移転の可否が判断される。 5類型の見直しの在り方は結論が出ず。
自衛隊法上の武器に該当しない装備品の提供対象国・提供手段の見直し	従前は、ウクライナ向け、かつ、自衛隊の不用装備品（自衛隊法上の武器を除く）の無償・低額譲渡に限定していたが、自衛隊法上の武器に該当しない装備品の提供を、総じて「国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国」に移転することができるようになった（運用指針1（3））。	国際法違反の侵略を受けているウクライナへは、自衛隊法第116条の3の規定に基づいて移転を行っていた。 2023年改正によって、自衛隊法上の武器に該当しない装備品であれば、同規定に基づかずに移転が可能となり、開発途上国以外への移転も、有償による新品の移転も可能となる。
厳格審査の視点を拡充	輸出許可の判断に関わる厳格審査の視点を追加した。	後述（図表15の「留意点」欄が2023年改正により運用指針に明示されたということ。）
審議プロセス	自衛隊法上の武器の審議過程を厳格化した。	後述（図表17の赤字参照。）

（出所）筆者作成

²¹ 政府資料<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r51222_bouei5.pdf> 3頁及び運用指針1（2）イ（ウ）参照。

²² 「ペトリオット・ミサイルの米国への移転について」<<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2023/12/22g.html>>

なお、図表9に記載のとおり、政府は、NSCでの審議も踏まえ、ペトリオット・ミサイルの米国への移転を決定したところ、同ミサイルは、自衛隊法上の武器に当たるため、注目を集めた。木原防衛大臣は、今回のペトリオット・ミサイルの移転は、同盟国である米国からの要請に基づいて米軍の在庫を補完し、米軍の体制を整えて日本の安全保障及びインド太平洋地域の平和と安定に寄与するものとして、米国政府以外に更に提供されないことを米国政府との間で確認した上で決定したものである旨説明している²³。

(2) 2024年改正での変更点

2024年改正により、日本は、GCAPの完成品（次期戦闘機）を、国際共同開発のパートナー国以外の国（第三国）へ、直接移転し得ることとなった。しかし、2024年改正は、国際共同開発・生産の完成品について、無限定に日本から第三国への直接移転を可能としたわけではない。政府は、「二重の閣議決定」と「3つの限定」を盛り込んだ旨説明しており、これらの厳格な決定プロセスを経ることで、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を引き続き堅持することを、より明確な形で示すことができるとしている²⁴。

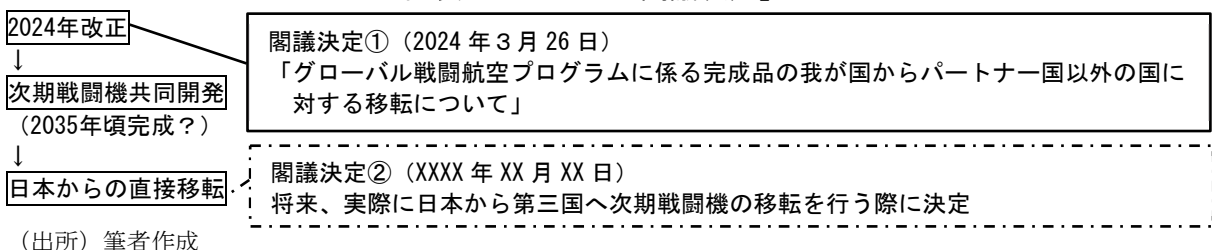
ア 「二重の閣議決定」

以下、国会答弁も踏まえながら「二重の閣議決定」について概観する。

(ア) 「二重の閣議決定」とは

運用指針は国家安全保障会議（九大臣会合）決定であるが、政府は、2024年改正に当たり、閣議決定（「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について」）を行った²⁵。加えて、岸田内閣総理大臣は、国会において、将来、実際に日本から第三国への移転を行う際にも閣議決定を行う旨述べ、移転に当たり、言わば「二重の閣議決定」という、より厳格なプロセスを経ることを考えている旨説明している²⁶。政府の説明に沿えば、2024年3月26日付けの「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について」の決定に当たり、1回目の閣議決定がなされたこととなり、将来、実際に日本から第三国へ次期戦闘機の移転を行う際には、2回目の閣議決定が行われることとなる。

図表10 「二重の閣議決定」



²³ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号（2024.3.26）

²⁴ 木原稔防衛大臣記者会見（2024.3.26）

²⁵ 「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品」という文言はやや抽象的な印象を受けるが、木原防衛大臣は、本閣議決定は、「次期戦闘機そのもの」を移転し得る仕組みを設けたものである旨述べている（第213回国会衆議院安全保障委員会会議録第6号（2024.4.9））。

²⁶ 第213回国会参議院予算委員会会議録第9号（2024.3.13）

(イ) 2022年12月の戦略三文書閣議決定時からの政府の認識の変化

国家安全保障会議（九大臣会合）決定である運用指針の見直しに当たり、今回閣議決定を行った理由について、岸田内閣総理大臣は、2022年12月に戦略三文書を閣議決定したときから、次期戦闘機の第三国移転の必要性の認識が変化したことを挙げており²⁷、当該認識の変化について、以下のように説明している。

図表11 政府の認識の変化

1. (G C A Pについて、) 2022年の戦略三文書を閣議決定した当時は、日本は技術面や資金面で十分な貢献をすることによって要求を通し、日本が求める戦闘機を実現することが可能であると考えていたが、英国、イタリアと協議を進める中で、両国は調達価格の低下等に向けて完成品の第三国移転を推進することを貢献の重要な要素と考え、日本にも同等、同様の対応を求めていることが明らかになった。
2. 戦闘機に関する日本の要求性能を実現するためには、輸出等による価格低減努力を含めて十分な貢献を行う必要があり、逆に日本から第三国への直接移転を行う仕組みが存在しなければ、日本は価格低減の努力を行わないことになり、そのような日本が優先する性能を実現するために、英国、イタリアが自ら求める性能を断念することは想定されないため、日本が求める戦闘機の実現が困難となる。
3. したがって、日本の安全保障環境にふさわしい戦闘機を実現し、日本防衛に支障を来さないようにするため、直接移転を行い得る仕組みを持ち、英国、イタリアと同等に貢献し得る立場を確保することが日本の国益であると考えた。

(出所) 第213回国会参議院予算委員会(2024.3.5)での岸田内閣総理大臣答弁

これに加えて、岸田内閣総理大臣は、国際共同開発・生産による完成品である次期戦闘機において、日本が直接移転を行い得る仕組みを持たないこととなれば、日本は国際共同開発・生産のパートナー国としてふさわしくないと国際的に認識をされてしまうことにもなり、今後、同盟国、同志国との国際共同開発・生産への参加が困難となれば、日本が求める性能を有する装備品の取得、維持が困難となり、日本の防衛に支障を来すことになる旨説明している²⁸。

イ 「3つの限定」

次に、国際共同開発・生産の完成品の第三国への直接移転に関する「3つの限定」について概観する。なお、「3つの限定」については、2024年改正が行われるよりも前に、岸田内閣総理大臣が「3つの限定」と同じような内容を、国会での質疑を通じて説明している²⁹ところ、その点も踏まえる。

²⁷ 前掲26

²⁸ 第213回国会参議院予算委員会会議録第4号(2024.3.5)

²⁹ 2023年改正では、国会閉会中の2023年12月22日に条文が公表された。直前の政府答弁を調べてみると、同年12月5日に、木原防衛大臣は、防衛装備移転の三原則や運用指針を始めとする制度の見直しの今後の見通しやスケジュールは、現時点では決まっていることはなく、予断を持ってお答えすることは困難である旨述べている(第212回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号8頁(2023.12.5))。また、同月7日において、上川外務大臣は、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しの内容については現時点で決まっておらず、仮定の質問に対して予断を持ってお答えすることはなかなか困難であると考えており、いずれにしても、今後どのような形で制度の見直しを行っていくかについては、国際情勢の変化を見据えながら、与党における検討も踏まえ、政府として適切に判断していく旨述べている(第212回国会衆議院安全保障委員会会議録第4号23頁(2023.12.7))。

図表12 岸田内閣総理大臣の国会答弁と2024年改正で示された「3つの限定」の概要

内容	第 213 回国会参議院予算委員会 (2024. 3. 13) における答弁	運用指針に示された「3つの限定」(2024. 3. 26 改正)	備考
対象を限定	岸田内閣総理大臣は、国際共同開発・生産において、日本からの第三国移転を認めるケースは、日本の防衛力整備上の必要性から参画する案件で、日本からの完成品の第三国移転が必要とされるものに限定する考えであり、その上で、個別のプロジェクトごとに運用指針に明記していくこととし、今回の見直しに当たってはG C A Pに限定する旨説明した。	国際共同開発・生産に関する完成品の海外移転であって、第三国への直接移転を認め得る対象は、G C A Pに限定された(運用指針1(2)ア(ウ))。条文(運用指針1(2)ア(ウ))の構造は、日本との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の完成品に関する海外移転であって、第三国に直接移転を可能とする案件を列記する形式。	今後、運用指針1(2)ア(ウ)に案件を追記することで、日本から第三国へ直接移転を行い得る国際共同開発・生産の完成品の範囲を広げることが可能。政府は、今後、第三国への直接移転が必要な国際共同開発・生産のプロジェクトが新たに生じた場合、与党に事前に協議した上で、G C A Pと並べる形で、運用指針に追記し、個別具体的に特定するとしている ³⁰ 。
移転先を限定	岸田内閣総理大臣は、他国への侵略など、国連憲章に反する行為に使用されないよう、移転先は、国連憲章の目的と原則に適合した使用や、第三国移転の際の日本の事前同意を相手国政府に義務付ける防衛装備品・技術移転協定の締結国に限定する旨説明した。	G C A Pに関して、日本から直接第三国に移転し得るのは、日本から移転された防衛装備を国際連合憲章の目的と原則に適合する方法を使用することを義務付ける国際約束を日本と移転先国との間で締結している場合に限る旨記載された(運用指針1(2)ア(ウ))。	左記「国際約束」は、防衛装備品・技術移転協定を指すが、政府が当該協定を結ぶに当たり、国会の承認は受けない。防衛装備品・技術移転協定を結ぶ対応は、従前から行われている(図表16)。
て現に戦闘が行われ	岸田内閣総理大臣は、次期戦闘機は、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われている国」へは移転しない旨説明した。	次期戦闘機を第三国へ直接移転することを認め得る場合に、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国へ移転する場合は含まれず(運用指針1(2)ア(ウ))。	武力紛争とは、武力を用いた争いをいい、戦闘とは、武力紛争の一環として行われる、人を殺傷し又は物を破壊する行動をいう。どのような状況が武力紛争の一環としての戦闘に該当するかについては、個別具体的に判断される ³¹ 。

(出所) 筆者作成

また、次期戦闘機の移転後に、移転先国の情勢が変わる可能性を問われ、木原防衛大臣は、移転した防衛装備は、(防衛装備品・技術移転協定により)原則として目的外使用及び第三国移転について日本の事前同意を相手国政府に義務付けており、さらに、(防衛装備移転三原則を踏まえた輸出許可の審査の際に)最終需要者による防衛装備の使用状況や適正管理の確実性等を考慮した上で移転を認めることとなるため、移転先国が日本の事前同意なく目的外使用を行うような事態は想定していないが、その上で、万が一、国連憲章の目的及び原則等に適合しない方法で使用される場合(例えば移転した防衛装備が他国への侵略等に使用される場合)については、日本として相手国への是正の要求を行った上で、移転した防衛装備の維持整備のための部品等の移転の差止めを含めて個々の事例に応じて厳正に対処することが想定される旨説明している³²。

³⁰ 政府資料<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r60326_bouei9.pdf> 1～2頁

³¹ 第213回国会衆議院本会議録第17号(2024.4.4)木原稔防衛大臣答弁

³² 第213回国会参議院予算委員会会議録第9号(2024.3.13)

5. 2024年改正を経た防衛装備移転三原則及び運用指針の概観

(1) 三原則概観

今般、2023年改正及び2024年改正後も、三つの原則そのものは維持されているところ³³、三つの原則を概観すると以下のとおりとなる。

図表13 防衛装備移転三原則における三つの原則

<p>【原則1】 移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない</p> <ul style="list-style-type: none">①日本が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合③紛争当事国への移転となる場合
<p>※①化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約等</p> <p>※②安保理決議第1718号（北朝鮮の核問題）、同第1929号（イランの核問題）等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議等</p> <p>※③紛争当事国への移転となる場合について、これまでの例では「朝鮮戦争における北朝鮮」や、「湾岸戦争におけるイラク」が挙げられるが、特定の国は存在しない³⁴。</p>
<p>【原則2】 移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査</p> <p>移転を認め得る場合</p> <ul style="list-style-type: none">①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合②日本の安全保障に資する場合・日本との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施・日本との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化・装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出 <p>厳格審査</p> <ul style="list-style-type: none">①仕向先及び最終需要者の適切性②当該防衛装備移転が日本の安全保障上及ぼす懸念の程度 <p>(注1) 仕向先等の適切性・防衛装備の機微性を含め厳格に審査</p> <p>(注2) 審査体制・手続・基準等の透明性を確保</p>
<p>【原則3】 目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定</p> <p>原則として、目的外使用及び第三国移転について日本の事前同意を相手国政府に義務付ける</p> <p>(注) 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入又は輸入元に移転する場合等では、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。</p>

(出所) 筆者作成

まず、【原則1】として、移転を禁止する場合（①～③）に該当する案件であれば、防衛装備の海外移転は認められない。

次に、【原則1】に該当しない場合は、【原則2】（赤字）に記載されている「移転を認め得る場合」に該当するののかについて、透明性を確保しつつ、厳格審査が行われる。当該審査は、「①仕向先及び最終需要者の適切性」、「②当該防衛装備移転が日本の安全保障上及ぼ

³³ 閣議決定文書である「防衛装備移転三原則」（2014年閣議決定）においては、三つの原則そのものについては、文言の変更もなされていない。ただし、三つの原則の運用を定める運用指針には変更がある。

³⁴ 林芳正内閣官房長官は、現時点において、防衛装備移転三原則上の紛争当事国、すなわち、武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理が取っている措置の対象国は、基本的に存在しない旨説明している（第213回国会衆議院予算委員会議録第12号（2024.2.21））。

す懸念の程度」という2つの視点により、厳格に行われる（【原則2】（青字））。

【原則2】（赤字）の「移転を認め得る場合」に該当するための条件を満たす移転は、【原則3】の「適正管理」が確保される場合に限られる。【原則3】の「適正管理の確保」とは、原則として「目的外使用」及び「第三国移転」について、日本の事前同意を相手国政府に義務付けることである。そのために、防衛装備品及び技術の「目的外使用」及び「第三国移転」について適正管理を確保すべく、移転される防衛装備品及び技術の取扱いに関する法的枠組みを設定する、防衛装備品及び技術移転に関する協定（行政取極）が各国との間で交わされている。

一方で、例外として、以下の場合においては、「仕向先の管理体制の確認」をもって適正な管理を確保することも可能とされる（運用指針3）。

図表 14 例外として「仕向先の管理体制の確認」をもって
適正な管理を確保することが可能な場合（運用指針3）

- | |
|--|
| <p>①平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合として、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none">ア 緊急性・人道性が高い場合イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合ウ 国際入札の参加に必要となる技術情報又は試験品の提供を行う場合エ 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合 <p>②部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合</p> <p>③移転先国以外の国の輸出管理制度の下で適切に管理されている完成品に係る部品等を移転する場合</p> <p>④部品等をライセンス元に納入又は輸入元に移転する場合</p> <p>⑤他国政府又は他国企業が主導する装備品等のサプライチェーンに参画するために部品等を納入する場合</p> <p>⑥我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合</p> <p>⑦自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合</p> <p>⑧誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合</p> |
|--|

ただし、この場合であっても、技術的機微性が高い場合等については、原則として相手国政府に義務付けをすることとする旨、2023年改正により、運用指針に明記された（運用指針3）。

なお、「仕向先の管理体制の確認」は、移転者経由で最終需要者から最終用途誓約書（エンド・ユース認証）の提出を求めるとともに、最終需要者の内部管理体制や、移転先国政府の貿易管理体制等が国際レジームを遵守しているか否かについて、書面により確認することをいい、場合によっては、相手国政府から口上書等の公文書を取り付けることによつて確認することがある³⁵。

（2）【原則2】の厳格審査に関する補足

【原則2】（青字）の厳格審査について補足する。厳格審査をする際には、2つの視点（図表13の青字①②）を複合的に考慮することとなるが、当該2視点の詳細な内容は運用指針に規定されている（図表15）。

³⁵ 前掲7 「A3-4：回答」参照。

そして、当該2視点を複合的に考慮した厳格審査は、①日本から直接他国へ行う防衛装備移転の許可審査の際は勿論のこと、②日本から移転した防衛装備の「目的外使用」及び「第三国移転」に係る日本の事前同意の可否審査の際にも行われる。

図表15 厳格審査を行う際の2つの視点

2つの視点	2つの視点の具体的内容	留意点
①仕向先及び最終需要者の適切性	<p>仕向先の適切性 平和貢献・国際協力の観点や我が国の安全保障の観点から積極的な意義があるかなど、仕向国・地域が国際的な平和及び安全並びに我が国の安全保障にどのような影響を与えているか等を踏まえて検討する。</p> <p>最終需要者の適切性 最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等を考慮して検討する。</p>	<p>特に、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転については、仕向国・地域において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かを含めた国際的な平和及び安全への影響、仕向国・地域と我が国の安全保障上の関係等を考慮して、慎重に検討する。</p> <p style="text-align: center;">2023年改正により運用指針に明示</p>
②当該防衛装備移転が日本の安全保障上及ぼす懸念の程度	<p>移転される防衛装備の性質、技術的機微性、用途（目的）、数量、形態（完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。）並びに目的外使用及び第三国移転の可能性等を考慮して検討する。</p>	

(出所) 筆者作成

(3) 【原則3】の適正管理に関する補足

【原則3】について補足する。適正管理を担保する防衛装備品・技術移転協定とは、日本から移転した防衛装備の適正な使用及び管理を相手国に国際法上の義務として課すものであり、その中で目的外使用及び第三国移転について規定をしている。具体的には、目的外使用について、防衛装備を国連憲章の目的及び原則等³⁶に適合する方法で効果的に使用するものとし、他の目的のため転用してはならないことや、第三国移転については、防衛装備を日本政府の事前同意を得ずに移転してはならないことを相手国政府に義務付けている³⁷。なお、現状、日本は、以下の国と防衛装備品・技術移転協定等を締結している。

図表16 防衛装備品・技術移転協定等を締結している国

①米国 (2006年6月)、②英国 (2013年7月)、③豪州 (2014年12月)、④インド (2016年3月)、⑤フィリピン (2016年4月)、⑥フランス (2016年12月)、⑦ドイツ (2017年7月)、⑧マレーシア (2018年4月)、⑨イタリア (2019年4月)、⑩インドネシア (2021年3月)、⑪ベトナム (2021年9月)、⑫タイ (2022年5月)、⑬スウェーデン (2022年12月)、⑭シンガポール (2023年6月)、⑮アラブ首長国連邦 (2024年1月)
--

(注1) 2024年3月27日現在。()内は、発効した月

(注2) 米国は対米武器・武器技術供与取極、英国は日英武器・武器技術移転協定

(出所) 筆者作成

³⁶ 国連憲章第1条が国際の平和及び安全を維持すること等を挙げており、同憲章第2条は、国連及びその加盟国が従わなければならない原則に、国際紛争の平和的解決等を挙げています。

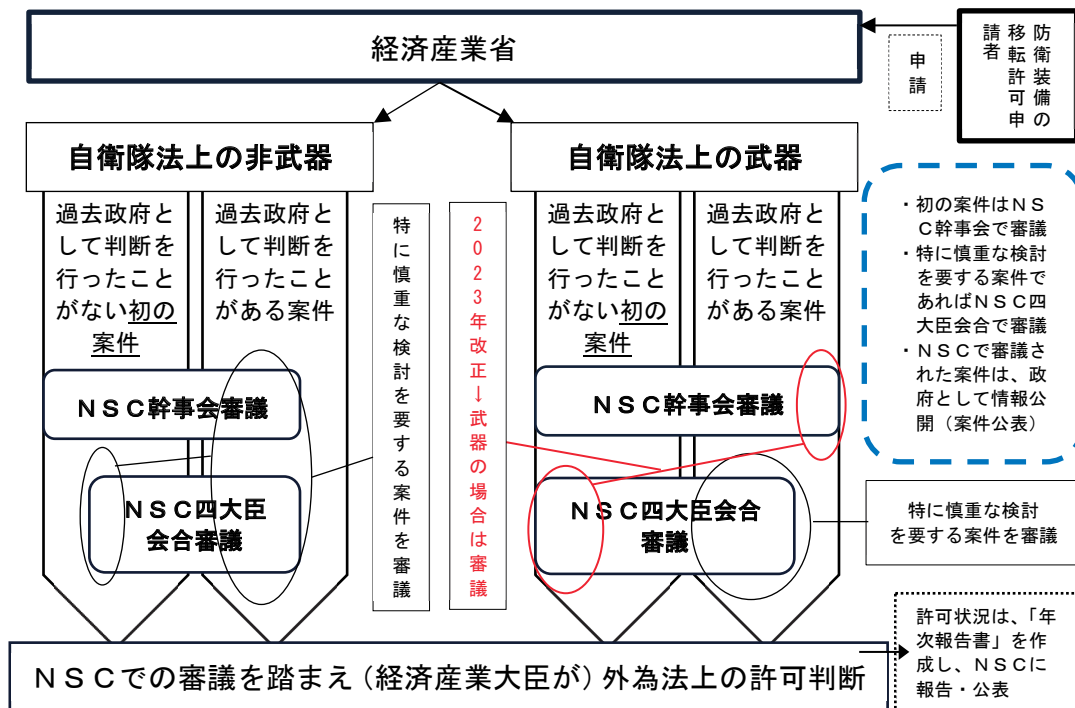
³⁷ 第213回国会参議院予算委員会会議録第9号(2024.3.13)木原稔防衛大臣答弁

また、図表14で既述したように、一定の場合は当該協定等ではなく、「仕向先の管理体制の確認」をもって適正管理を確保することも可能であるが、この点、日本から防衛装備が移転された移転先が、日本の事前同意に基づき第三国移転するに当たっては、当該移転先又はその政府による当該第三国移転先に対する適正な管理の確認をもって日本として適正な管理を確保することも可能とされる（運用指針3）。

（4）審査プロセス・情報公開

上記のような防衛装備移転三原則及び運用指針は、外為法に基づく海外移転許可審査の際の基準であるが、許可プロセスを示せば、下記の図表17のようになる。

図表17 外為法上の許可判断をするに当たっての審査プロセス



（注）図表は単純化しているが、厳密には、過去政府として判断を行ったことがない初の場合であっても、外国政府や外国企業との調整段階における技術情報の提供であって、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合は、各省庁の局長級からなるNSC幹事会でも審議されない（運用指針4（2）イ）。

（出所）筆者作成

図表17の赤字に示すとおり、2023年改正（既述）において、「防衛装備」が自衛隊法上の武器に当たる場合に、NSCでの審議を経る機会を広げることで、プロセスは厳格化された。なお、当該プロセスは、①自衛隊法上の武器が日本から直接移転される場合のみならず、②パートナー国から第三国への移転において、日本が事前同意をする場合においても同様である（運用指針4（1）及び（2））。

当該厳格化の内容を、運用指針の条文を踏まえて記載すれば、①自衛隊法上の武器であれば、政府が、過去に同様の類型で、海外移転又は第三国移転等（目的外使用及び第三国

移転を指す。以下同じ。)に係る事前同意を認め得るとの判断を行った実績がない場合、NSCで審議することとなる(運用指針4(1)エ)。なお、2回目以降の移転であっても、特に慎重な検討を要するときには、NSCで審議する(運用指針4(1)イ及びウ)。加えて、②自衛隊法上の武器であれば、同様の類型について、過去に政府として、海外移転又は第三国移転等に係る事前同意を認め得るとの判断を行った実績がある場合でも、新たに同様の自衛隊法上の武器を海外移転するときには、各省庁の局長級からなるNSC幹事会での審議を必ず行うこととなっている(運用指針4(2)ウ)。(上記①及び②においては、自衛隊を含む政府機関の活動に係る、装備品の一時的な輸出等に必要な海外移転(運用指針1(2)ウ)や誤送品の返送等の日本の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合の海外移転(運用指針1(4))を認め得る案件が除かれる。)

このほか、経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可状況(第三国移転等に係る日本の事前同意を含む)につき、年次報告書を作成し、NSCに報告の上、公表することとなっている。

また、NSCで審議された案件については、従来以上に透明性に留意しつつ、情報公開を図るとされており、2014年度以降、日本の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件としてNSCで審議の上、承認された案件は、以下のとおりである。

図表18 防衛装備の海外移転承認案件(国家安全保障会議承認案件)

年月日	案 件	仕向先	備考
2014. 7. 17	ペトリオットPAC-2の部品(シーカージャイロ)の米国への移転について	米国	
2014. 7. 17	英国と共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について	英国	
2015. 5. 18	豪州との潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査のための技術情報の移転について	豪州	
2015. 7. 23	イービス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転について	米国	
2015. 11. 26	豪州将来潜水艦の共同開発・生産を我が国が実施することになった場合の構成品等の豪州への移転について	豪州	受注できず
2016. 9. 6	TC-90等のフィリピンへの移転について	フィリピン	
2017. 12. 18	F100エンジン部品の米国への移転について	米国	
2018. 3. 8	警戒管制レーダー等のタイへの移転に係る審議について	タイ	受注できず
2022. 3. 8	防弾チョッキのウクライナへの移転に係る審議について	ウクライナ	
2023. 12. 22	ペトリオット・ミサイルの米国への移転に係る審議について	米国	

(出所) 筆者作成

6. 結論が出ていない5類型における類型の見直しの在り方

上記のとおり、防衛装備移転三原則及び運用指針は改正されたが、安全保障面で協力関係にある国への輸出の対象を限定している、いわゆる5類型(救難、輸送、警戒、監視及び掃海)の分類に変更はなかった。5類型については、個別に類型を限定した場合、安全保障環境が大きく変化する中、ニーズに対応できなくなる³⁸等の理由で、類型の撤廃も含め

³⁸ 与党がまとめた防衛装備品の輸出ルールに関する論点整理の要旨(『時事通信ニュース』(2023. 7. 5))参照。

て与党ワーキングチームで見直しの在り方が検討され³⁹、論点整理もされていたが⁴⁰、2023年改正及び2024年改正を経ても、(2023年改正で、本来業務や自己防衛に必要な武器の搭載が可能であることが明確にはなったものの、) 5類型における類型見直しの在り方については、結論が出なかった。

なお、2024年改正を巡る国会審議で、次期戦闘機の第三国への完成品輸出を一般的に認めた場合、原則として殺傷能力を持たない防衛装備の輸出を認める5類型による制約が無意味になるのではないかと指摘に対して、岸田内閣総理大臣は、G C A Pと5類型では性格が異なる旨答弁している⁴¹。

図表19 G C A Pの第三国輸出解禁が5類型の類型見直しに及ぼす影響

	①他国との協議か・独力開発か	②①の観点を踏まえた政府の見解
G C A P	日英伊による共同開発であり、各国が必要とする性能を主張し、協議しながら共通の機体をつくりあげるプログラム →	次期戦闘機に関する日本の要求性能を実現するためには、輸出等による価格低減努力を含めて十分な貢献を行う必要 ⇒ 第三国への直接移転が必要 ↓
5類型	対象は、日本の技術や資金のみで開発・生産ができる国産開発品が基本 →	国産開発のため、他国との要求性能について協議、調整する過程が存在せず、G C A Pとは性格が異なる ⇒ 5類型の類型見直しの在り方は、見直しの必要性について別途確認した上で検討

(出所) 筆者作成

また、2024年改正が行われた後の国会答弁において、木原防衛大臣は、5類型の見直しの在り方については議論を継続するとされたところであり、今後、政府・与党で調整を行っていくことになるとする旨述べているが⁴²、その内容等について現時点で答えることが困難である旨述べている⁴³。

7. おわりに

以上、防衛装備移転三原則と外為法の関係、防衛装備の移転管理制度の変遷、2023年改正及び2024年改正、現行制度等を概観してきた。2014年に、それまでの制度(武器輸出三原則等)から名称を変更し、包括的な新しい制度として防衛装備移転三原則が創設された。それから約10年が経過し、防衛装備移転三原則が改正されたわけだが、戦略三文書の記載内容を反映させつつ、「三つの原則そのもの」は維持された一方で、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて、時宜を得た形で運用指針の改正を行うことが明記された。大枠の原則は変えず、運用を変える手法がとられているところ、政府が、「三つの原則そのもの」を評価し、当面は、日本の防衛装備移転は「三原則」の下で進められていくのか、または、2014年のように、今後「新たな制度」ができる可能性はあるのか、この点が筆者

³⁹ 5類型の見直しを巡っては、5つの類型に「教育訓練」、「地雷処理」、「ドローン対処」の類型を追加する旨の意見や、類型を撤廃する旨の意見があり、集約が難航したとされる(『朝日新聞』(2023. 12. 2))。

⁴⁰ 第212回国会衆議院安全保障委員会議録第2号10頁(2023. 11. 9)木原稔防衛大臣答弁

⁴¹ 前掲28

⁴² 前掲23

⁴³ 前掲31

の関心事項である。

2023年改正の時点で、ライセンス生産における完成品もライセンス国への提供が可能となり、自衛隊法上の武器であるペトリオット・ミサイルも移転が決定された。また、部品の定義を明確化しつつ、日本から部品・メンテナンスを提供できる機会が拡大した。そして、2024年改正においては、日本から第三国へ次期戦闘機が直接移転できるようになった。2回の改正を通じて、日本の防衛装備移転政策は変化した。

2024年改正では、改正内容の対象はG C A Pに限定されたが、日本から直接移転できる対象が拡大していく可能性は残されており、この場合、政府が国会においてどの程度の説明を行うのかは注目されるだろう。

防衛装備移転三原則は閣議決定で、運用指針においては国家安全保障会議(九大臣会合)決定で、それぞれ内容の変更が可能となる。議案であれば、内容を変更する場合には、国会に改正案が示され、審議が行われる。この過程が存在すれば、政府が企図する改正内容を事前に知ることができる。しかし、防衛装備移転三原則及び運用指針の改正は、国会の可決(承認)を必要とせず、改正に当たり国会審議の過程を必須としない。この点において、議案とは性質が異なり、防衛装備移転三原則及び運用指針の改正内容を事前に知ることができるかは、政府が、どの程度の説明をするかに左右される。この点、2023年改正では、政府は、国会において、改正内容は予断を持って答えることが困難である旨の答弁を続けた印象である。一方で、2024年改正では、岸田内閣総理大臣が、事前に改正内容を予測できる程度には説明を行った。

今後についてだが、木原防衛大臣の発言にあるように、防衛装備移転に係る5種類の在り方の見直しについて、政府、与党で調整が始まる可能性がある。その場合、政府の説明は、改正内容は予断を持って回答することが困難であるとする2023年改正のパターンになるのか、改正内容を事前にある程度は予測できる2024年改正のパターンになるのかも興味深い。2024年の例をみれば、改正内容が公表される前でも、国会において、大まかな方針は説明ができるのではないかと。ただし、2024年改正は、英国、イタリアと次期戦闘機の共同開発を行う関係から、当初、決定を行う期限が2月に設定されるなど時間の制約があった。この影響で、岸田内閣総理大臣が、国会で説明をしたのだとすれば、5類型に関わる議論は、時間の制約がないと思われるところ、2024年改正のような展開にはならないのかもしれない。今後の政府の対応により、2024年改正における政府の国会対応が、「初例」となって通例化していくのか、もしくは「特例」として扱われるのかが変わりそうであり、筆者はこの点も注目している。

【参考文献】

杏脱和人「武器輸出三原則等」の見直しと新たな「防衛装備移転三原則」『立法と調査』No. 361 (2015. 2) 55～67頁

(ふじかわ たかあき)